アースキーパーユースチーム設置要綱

(目的)

第1条 「岡山県地球温暖化対策実行計画」に基づく県民総参加による取組の推進を図るため、地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を自ら実行する県民・事業者を、地球(アース)を守る人(キーパー)として募集・登録する「アースキーパーメンバーシップ」制度を運用している。同制度内に、脱炭素社会の実現に向けて、次代を担う若者一人ひとりが地球温暖化に関心を持ち、自分が興味を持っている分野で、気軽に活動に取り組める環境をつくり、地域や家庭で継続的に環境活動を行う人材の育成につなげることを目的として、若者が地球温暖化対策の推進に関する広報・PR活動等に取り組むアースキーパーユースチーム(以下「ユースチーム」という。)を設置する。

(参加者)

第2条 ユースチームの参加者は、第8条に定める活動を行う個人(以下「メンバー」という。)とする。

(メンバーの要件)

- 第3条 メンバーは、次の各号のすべてに該当する者を対象とする。
 - (1) 県内に在住している15歳(中学生を除く)から25歳(ただし、26歳となる年度の3月31日までは対象とする。)の者であること。
 - (2) 地球温暖化の問題への関心や理解を有し、率先した取組を行う意思のある者であること。

(メンバーの認定)

第4条 岡山県環境文化部脱炭素社会推進課長(以下「脱炭素社会推進課長」という。)は、アースキーパーメンバーシップシステム(以下「システム」という。)を通じて登録申請があった、前条に該当する者をメンバーとして認定する。なお、認定はシステムからの返信メールをもって行う。

(任期)

第5条 メンバーの任期は、第3条の要件に該当する間とする。ただし、脱退の申し出が あった場合はこの限りではない。

(メンバーの認定の取り消し)

- 第6条 脱炭素社会推進課長は、メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。
 - (1) メンバーとしてふさわしくない言動や行為があったと認めるとき。
 - (2) メンバーがやむを得ない事由により活動を行うことができなくなったとき。
 - (3) メンバーが第3条の要件を満たさなくなったとき。

- (4) メンバーからの申し出があったとき。
- (5) その他メンバーとして適当でないと認められるとき。

(メンバーの身分)

第7条 メンバーは、岡山県と連携し、地球温暖化対策の諸活動を行う者であり、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員ではない。

(メンバーの活動)

- 第8条 メンバーは、本県において次の各号に定める活動を行う。
 - (1) 岡山県の取組に沿った、県内における地球温暖化対策に関する広報・PR活動
 - (2) 日常生活の中で自らの知識の習得をはかりながら行う温暖化対策に関する実践行動

(活動証明書の提供)

第9条 脱炭素社会推進課長は、メンバーから、活動実績について照会があった場合は、 把握している範囲で、当該メンバーの活動実績を記載した活動証明書(様式)を提供す る。

(支援)

- 第10条 脱炭素社会推進課長は、次に掲げる支援を行う。
 - (1)メンバーの資質向上のために必要な研修・情報提供
 - (2) 岡山県が行う環境関連イベントなどメンバーが活動できる場の提供・紹介
 - (3) その他メンバーが行う活動に対する助言等

(庶務)

第11条 ユースチームに関する庶務は、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課が行う。ただし、委託することを妨げない。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、ユースチームに関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ボランティア活動証明書

氏 名	:		
所属等	:		

上記の者が、アースキーパーユースチームのメンバーとして、地球温暖化対策の推進に 係るボランティア活動に従事したことについて、下記のとおり証明します。

記

ボランティア活動従事期間:令和	年	月	日 ~ 令和	年	月	日
ボランティア活動に従事した場所	(住所等)	:				
ボランティア活動の内容:						
その他の事項:						

第号令和年月日

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課長 ⁽¹⁾ 連絡先電話番号:086-226-7297